

2019年7月23日 全13頁

日本経済見通し：2019年7月

I. 「米中交渉再開」の含意とG20の深層 / II. 罰則付き残業規制が施行開始、どこまで対応は進んだのか / III. 消費増税前の「駆け込み需要」の現状確認

経済調査部

シニアエコノミスト 小林 俊介

エコノミスト 鈴木 雄大郎

[要約]

- **【米中交渉再開の含意とG20の深層】** 米中首脳会談を経て両国の通商交渉が再開され、対中関税「第4弾」の発動は見送られた。同関税の影響は中国▲0.11%pt、米国▲0.26%pt、日本▲0.09%ptと試算され、これが回避されたことは朗報だ。しかし交渉は振り出しに戻ったにすぎない。米国に要求されている構造改革に関して、十分な回答を中国が用意できない限り、米中「決裂」の可能性は残される。
- 米中「一時休戦」の間に日本にとっての正念場が訪れる。11月13日に設定されている自動車関税の判断に向けて、日米間の交渉が本格化する公算が大きい。仮に全ての自動車・自動車部品に25%の関税が賦課された場合、年間1.2兆円の追加増税が発生する。日米交渉の帰趨が日本経済の行方を占う上で死活的に重要なカギとなろう。
- **【罰則付き残業規制が施行開始、どこまで対応は進んだのか】** 2019年4月以降、時間外労働の上限規制が施行された。しかし日本企業の対応は未だ不十分だ。今後1-2年で316万人の超長時間労働を解消する必要がある。そのインパクトは年間約11.3億時間、総労働投入時間の約0.9%に相当する。
- 不十分ではあるものの、長時間労働是正の機運が高まった2015年度以降、日本企業は総労働投入時間を増加させながらも、3年間で51万人の超長時間労働を解消している。その主な対策は短時間労働者の増員とワークシェアリングであり、主な対象は学生、高齢者、女性であった。しかしこうした対応にもいずれ限界が訪れる。今後同様の対策を続ける上では、シニア層（再雇用）、非労化した人材（就職氷河期世代）、外国人労働者などの取り込みが必要となりそうだ。
- **【消費増税前の「駆け込み需要」の現状確認】** 消費増税前の駆け込み需要は、現時点で物品に関しては確認されない。住宅には駆け込み需要が確認されるが、需要平準化策の効果、および2014年増税時にも既に駆け込み需要が発生していたことなどを受け、前回・前々回に比べれば限定的だ。もちろん、より本質的な問題は増税後の「負の所得効果」だ。今回の消費増税に伴い、2020年度にかけて消費が抑制されると見込んでいる。

1. 「米中交渉再開」の含意と G20 の深層

対中関税「第4弾」に伴う打撃回避（中国▲0.11%pt、米国▲0.26%pt、日本▲0.09%pt）

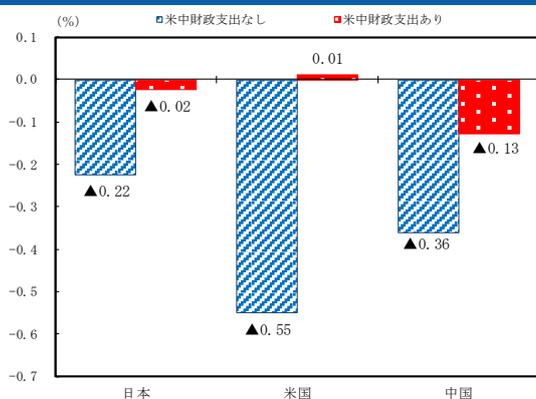
6月29日、大阪で開催されたG20サミットに合わせて設定された米中首脳会談を経て、両国の通商交渉が再開された。これを受け、懸念されてきた対中関税「第4弾」の発動はひとまず見送られ、両国経済ならびに世界経済のさらなる減速は一旦回避された。

過去の**日本経済見通し**¹でもたびたび紹介してきたが、「第4弾」までの関税全てが発動された場合に各国経済が受ける打撃の累積効果は、中国▲0.36%、米国▲0.55%、日本▲0.22%と試算している（**図表1・2**）。他方、既に発動されている「第3弾」までの関税が与える累積効果は中国▲0.25%、米国▲0.29%、日本▲0.13%（**図表3・4**）と試算している。

これらの差分である「中国▲0.11%pt、米国▲0.26%pt、日本▲0.09%pt」が、交渉再開を受けて回避された「第4弾単体」の影響となる。また、定量的な試算は困難であるが、米中首脳会談前に取り沙汰されていた、中国の大手通信企業に対する取引停止を指示する大統領令が発動されていた場合、各国経済に与える影響はさらに拡大していたことは想像に難くない。

従って追加的な打撃が回避されたことは、当然のことながら、世界経済にとっても日本経済にとっても朗報であることは疑いの少ないところだろう。

図表1：関税「第1～4弾」の影響試算



(注1) 米国が医薬品、レアアースを除く中国からの全ての輸入品に25%の追加関税。
中国が米国からの輸入500億ドルに25%、600億ドルに平均14.5%追加関税。
(注2) 全て実質。ベースラインからの乖離率。
(出所) 大和総研のマクロモデルによる試算値

図表2：日米中経済に与える影響（詳細版）

中国経済に与える影響		実質GDP	個人消費	設備投資	政府支出	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.36	▲0.43	▲0.12	0.00	▲1.11	▲0.51
	寄与度		▲0.17	▲0.05	0.00	▲0.23	0.09
米中財政支出あり	乖離率	▲0.13	▲0.43	▲0.05	1.16	▲0.81	▲0.35
	寄与度		▲0.17	▲0.02	0.17	▲0.17	0.06
米国経済に与える影響		実質GDP	個人消費	設備投資	政府支出	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.55	▲0.98	▲0.73	0.00	▲0.14	▲1.69
	寄与度		▲0.68	▲0.12	0.00	▲0.02	0.28
米中財政支出あり	乖離率	0.01	▲0.98	0.02	4.03	▲0.11	▲0.14
	寄与度		▲0.68	0.00	0.68	▲0.01	0.02
日本経済に与える影響		実質GDP	個人消費	住宅投資	設備投資	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.22	▲0.02	▲0.02	▲0.81	▲1.66	▲1.04
	寄与度		▲0.01	▲0.00	▲0.13	▲0.31	0.19
米中財政支出あり	乖離率	▲0.02	▲0.00	▲0.00	▲0.09	▲0.18	▲0.11
	寄与度		▲0.00	▲0.00	▲0.01	▲0.03	0.02

(注1) 米国が医薬品、レアアースを除く中国からの全ての輸入品に25%の追加関税。
中国が米国からの輸入500億ドルに25%、600億ドルに平均14.5%追加関税。

(注2) 全て実質。ベースラインからの乖離率 (%) とその寄与度 (%pt)。

(出所) 大和総研のマクロモデルによる試算値

¹ 試算の詳細は下記レポート参照。小林俊介・廣野洋太「[日本経済見通し：2019年5月<訂正版>『米中冷戦』再開で日本の輸出は最大約1.3兆円減少](#)」（大和総研レポート、2019年5月24日）

なお、本稿では「日本に与える影響」として、マクロモデルを用いた機械的な試算ではなく、「二次的効果（中国で生産するために必要な資本財や部材の需要が減少することで、日本からの輸出が減少する効果）」を考慮した試算を掲載している。

米国政治の対中強硬姿勢に変化なし

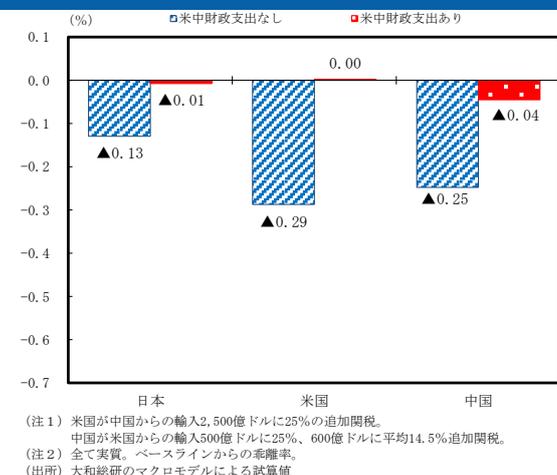
しかしながら、問題は再開された交渉の持続性にある。まず、拙稿「日本経済見通し：2018年10月 米中貿易戦争の本質 - 『歴史の終わり』の終わり(もしくは始まり) - 」²でも指摘したように、米国政治は中国叩きという一点において、超党派で一致をみている。そしてこの構造に何らの変化も認められない。

また、拙稿「<最新版> 米中冷戦再開の政治経済分析」³でも指摘したように、5月に突然、米国が交渉を打ち切り、「第3弾」関税の強化を決定した背景に政策面で二つの「援軍」が存在していた可能性がある。すなわち、国家戦略として行われている米中冷戦を前提条件として、金融政策・財政政策はこれを経済面・国力面から支えることが求められる。

この文脈の中で、FRBは量的引締め(保有資産の圧縮)を早々に打ち切り、また、利下げも辞さない姿勢を示している。また、一部で懸念されていた「財政の崖」の問題は、共和党・民主党双方の歩み寄りにより、早々に解消する見込みが立ってきた⁴。「債務上限」と「裁量的支出上限」の両方が引き上げられることにより、10月から会計年度が始まる2020年度および2021年度において、拡張的な財政政策が維持されることになる。

これらは米国経済にとっての朗報となると同時に、中国経済にとっては頭の痛いニュースとなりうる。米国経済に「余力」が生まれるほどに、対中強硬策を採用する余裕が発生するためだ。

図表3：関税「第1～3弾」までの影響試算



図表4：日米中経済に与える影響(詳細版)

中国経済に与える影響		実質GDP	個人消費	設備投資	政府支出	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.25	▲0.43	▲0.09	0.00	▲0.57	▲0.43
	寄与度		▲0.17	▲0.04	0.00	▲0.12	0.08
米中財政支出あり	乖離率	▲0.04	▲0.43	▲0.02	1.16	▲0.41	▲0.27
	寄与度		▲0.17	▲0.01	0.17	▲0.09	0.05
米国経済に与える影響		実質GDP	個人消費	設備投資	政府支出	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.29	▲0.50	▲0.38	0.00	▲0.13	▲0.88
	寄与度		▲0.35	▲0.06	0.00	▲0.02	0.14
米中財政支出あり	乖離率	0.00	▲0.50	0.00	2.07	▲0.09	▲0.08
	寄与度		▲0.35	0.00	0.35	▲0.01	0.01
日本経済に与える影響		実質GDP	個人消費	住宅投資	設備投資	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.13	▲0.01	▲0.01	▲0.47	▲0.96	▲0.60
	寄与度		▲0.01	▲0.00	▲0.08	▲0.18	0.11
米中財政支出あり	乖離率	▲0.01	▲0.00	▲0.00	▲0.03	▲0.06	▲0.04
	寄与度		▲0.00	▲0.00	▲0.00	▲0.01	0.01

(注1) 米国が中国からの輸入2,500億ドルに25%の追加関税。
中国が米国からの輸入500億ドルに25%、600億ドルに平均14.5%追加関税。

(注2) 全て実質。ベースラインからの乖離率(%)とその寄与度(%pt)。

(出所) 大和総研のマクロモデルによる試算値

² 小林俊介・廣野洋太「日本経済見通し：2018年10月 米中貿易戦争の本質 - 『歴史の終わり』の終わり(もしくは始まり) - 」(大和総研レポート、2018年10月23日)

³ 小林俊介・廣野洋太「<最新版> 米中冷戦再開の政治経済分析 通商協議決裂の政治力学解析と世界経済・日本経済への影響試算」(大和総研レポート、2019年5月16日)

⁴ “Trump, Congress Clinch Debt-Limit Deal After Tense Negotiations” (Bloomberg, 2019/7/22)
<https://www.bloomberg.com/news/articles/2019-07-22/trump-says-lawmakers-reach-bipartisan-debt-limit-suspension-deal>

振り出しに戻っただけの米中通商交渉

しかし、こうした諸々の論点とは比較にならないほど大きな問題は、交渉が「再開」されたものの、何も進展していないという事実だ。端的に言って、交渉は振り出しに戻っている。こちらにも拙稿「**最新版**」米中冷戦再開の政治経済分析」で指摘したことだが、米国の要求に対して、中国が応じきれていないのは「強制的技術移転、知的財産権保護、非関税障壁、サイバー攻撃などに関する構造改革」である。中国がこれらに対して、米国を納得させられるような回答を用意できない限り、米中「決裂」の可能性は残される。

この文脈において中国は、米中協議後に外資規制緩和策を発表している⁵。この動きは米中交渉の進展と捉えて良いだろう。しかし中国が「どこまで踏み込んで改革を進めれば」米国が納得するのか、ラインの所在は定かでない。米国が求める基準に至るまで中国が改革を続けることができなければ再度、米中関係に緊張が走ることになる。

図表 5 : 「米中首脳会談」、米国側の叩き台

Statement from the Press Secretary Regarding the President's Working Dinner with China

1st, Dec 2018

The President of the United States, Donald J. Trump, and President Xi Jinping of China, have just concluded what both have said was a "highly successful meeting" between themselves and their most senior representatives in Buenos Aires, Argentina. Very importantly, President Xi, in a wonderful humanitarian gesture, **(1) has agreed to designate Fentanyl as a Controlled Substance, meaning that people selling Fentanyl to the United States will be subject to China's maximum penalty under the law.**

On Trade, President Trump has agreed that **on January 1, 2019, he will leave the tariffs on \$200 billion worth of product at the 10% rate, and not raise it to 25% at this time. (2) China will agree to purchase a not yet agreed upon, but very substantial, amount of agricultural, energy, industrial, and other product from the United States** to reduce the trade imbalance between our two countries. China has agreed to start purchasing agricultural product from our farmers immediately. President Trump and President Xi have agreed to **(3) immediately begin negotiations on structural changes with respect to forced technology transfer, intellectual property protection, non-tariff barriers, cyber intrusions and cyber theft, services and agriculture. Both parties agree that they will endeavor to have this transaction completed within the next 90 days. If at the end of this period of time, the parties are unable to reach an agreement, the 10% tariffs will be raised to 25%.**

(4) It was also agreed that great progress has been made with respect to North Korea and that President Trump, together with President Xi, will strive, along with Chairman Kim Jong Un, to see a nuclear free Korean Peninsula. President Trump expressed his friendship and respect for Chairman Kim.

(5) President Xi also stated that he is open to approving the previously unapproved Qualcomm-NXP deal should it again be presented to him.

President Trump stated: "This was an amazing and productive meeting with unlimited possibilities for both the United States and China. It is my great honor to be working with President Xi."

(出所) <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-press-secretary-regarding-presidents-working-dinner-china/>

(着色、下線、番号は筆者) 本文内で引用しているのは(3)部分。

⁵ <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3863019/index.html>

米中交渉の「幕間」で再び自動車関税交渉に激化の懸念

交渉は振り出しに戻った。中国の構造改革が進展している間は米国の攻撃の手が緩められるものの、改革が止まれば攻撃が再開するという構図は変わらない。米中関係は緊張と緩和を繰り返しながら、引き続き摩擦を強めていく公算が大きいと言えそうだ。

もちろん、現在は一時的ながら「緩和」の局面にあると言えるだろう。このこと自体は朗報であることに変わりはない。ただし一点、注意しておくべきことは、米中交渉の「幕間」で、これから自動車関税を巡る鏝迫り合いが始まろうとしているということだ。そしてその標的は、中国ではなく、日本および欧州である。

1962年通商拡大法 232条に基づく自動車および自動車部品の輸入に関する米国側の調査は既に完了しており、これを受けて現行 2.5%の関税率が、20%ないしは 25%に引き上げられるリスクも皆無ではないとされてきた。

足下で 2.5%の関税率がかかっている乗用車は 4.5 兆円、自動車部品は 0.9 兆円（いずれも 2018 年実績ベース）となっている。もし上述のリスクシナリオが示現した場合、合わせて 5.5 兆円が追加関税の対象となる可能性がある。これらの品目に、たとえば一律 25%の関税が賦課された場合、関税の増加額は 1.2 兆円と試算される（**図表 6**）。

図表 6：米国自動車関税発動に伴う日本車販売への影響

	台数 (台)	金額 (億円)	関税引き 上げ額 (億円)
① 米国内日本車販売	6,623,908		
② 米国内日本車生産	3,687,282		
③ 米国内工場からの日本車輸出	424,163		
④ 日本からの直接輸出(部品除く)	1,742,307	44,903	9,946
①-[②-③]-④=⑤ 第三国からの輸出	1,618,482	41,712	
⑥ 日本からの自動車部品輸出		9,295	2,091
④+⑤+⑥ 日本企業の対米自動車関連輸出総計		95,910	12,037

(注1) 2018年の実績値。第三国からの輸出額は、④直接輸出の単価を台数にかけて推計。

(注2) 第三国は、主にカナダ、メキシコと考えられるが、USMCA加盟国であるため、⑤は追加関税なしと想定。

(注3) 関税引き上げ額は、関税率の引き上げが④：2.5%⇒25%、⑥：2.5%⇒25%と想定。

(出所) Automotive News、Haver Analytics、JAMA、財務省統計より大和総研作成

日米交渉における米国の要求は、**図表 7** の 5 条に示す通り、大きく分けて二点ある。一つは、農林水産品の輸入関税引き下げだ。そしてもう一つは、米国における自動車産業の製造・雇用の創出だ。このうち前者については「過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限」と記されており、明確な線引きがなされている。他方、後者には目標設定がない。すなわち、先述した米中交渉と同様に、「どこまで譲歩すれば米国が納得するのか」について、少なくとも公式な情報は存在しないということだ。

自動車関税発動の有無や関税率を決定する期限は 5 月に設定されていたが、米国はこれを 180 日延期し、11 月 13 日に再設定している。米中交渉の「幕間」で今後本格化すると見込まれる、自動車関税を巡る日米交渉の帰趨は、日本経済の行方を左右する死活的に重要なカギとなるだろう。

図表 7：「日米共同声明」全文（外務省仮翻訳）⁶

1	2018年9月26日のニューヨークにおける日米首脳会談の機会に、我々、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、両国経済が合わせて世界のGDPの約3割を占めることを認識しつつ、日米間の強力かつ安定的で互恵的な貿易・経済関係の重要性を確認した。大統領は、相互的な貿易の重要性、また、日本や他の国々との貿易赤字を削減することの重要性を強調した。総理大臣は、自由で公正なルールに基づく貿易の重要性を強調した。
2	この背景のもと、我々は、更なる具体的手段をとることも含め、日米間の貿易・投資を互恵的な形で更に拡大すること、また、世界経済の自由で公正かつ開かれた発展を実現することへの決意を再確認した。
3	日米両国は、 所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定(TAG)について、また、他の重要な分野(サービスを含む)で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始 する。
4	日米両国はまた、 上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行う こととする。
5	上記協定は、双方の利益となることを目指すものであり、交渉を行うに当たっては、日米両国は以下の他方の政府の立場を尊重する －日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。 －米国としては自動車について、市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。
6	日米両国は、第三国の非市場志向型の政策や慣行から日米両国の企業と労働者をより良く守るための協力を強化する。したがって我々は、 WTO改革、電子商取引の議論を促進するとともに、知的財産の収奪、強制的技術移転、貿易歪曲的な産業補助金、国有企業によって創り出される歪曲化及び過剰生産を含む不公正な貿易慣行に対処するため、日米、また日米欧三極の協力を通じて、緊密に作業していく。
7	日米両国は上記について信頼関係に基づき議論を行うこととし、 その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない。 また、他の関税関連問題の早期解決に努める。

(出所) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000402972.pdf> (着色、下線は筆者)

⁶ 正文は下記資料を参照。“Joint Statement of the United States and Japan” (September 26, 2018)
<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/joint-statement-united-states-japan/>

2. 罰則付き残業規制施行開始、どこまで対応は進んだのか

2019年4月以降、時間外労働の上限規制が施行されている。

同政策の特徴として「年間720時間の残業時間上限」が取り沙汰されることが多い。しかしこの720時間には休日労働が含まれない。休日労働も含めた月平均残業時間の上限は80時間に設定されており、論理的には年間最大960時間までの残業が可能となる。

また、中小企業への適用は1年後の2020年4月からとなる他、一部の事業・業務（自動車運転の業務、建設事業、医師など）への適用は5年後の2024年4月とされている。

こうした例外項目を踏まえつつ、本稿では、改正労働基準法への日本企業の対応の進捗度を確認する。

対応は不十分。316万人が新基準に抵触する恐れ

取得可能なデータの中で最新となる2018年度の数値を**図表8-9**で確認すると、適用が5年後となる前述の事業・業務を除いて、月間就業時間が平均220時間（残業時間はおよそ月間60時間＝年間720時間）以上となった就業者（以下では長時間労働者、と呼ぶ）は、526万人であった。月間就業時間が平均240時間（残業時間はおよそ月間80時間＝年間960時間）以上となった就業者（以下では超長時間労働者、と呼ぶ）は、316万人であった。

なお、これらの数値は中小企業も含めた、全規模ベースのデータである。従って、上述した長時間労働を行っている者が2019年4月に施行された改正労働基準法の対象企業に勤めている者か、2020年4月以降に対象となる企業に勤めている者かは判別できない。しかし、2020年度以降は大企業も中小企業も関係なく長時間労働の是正を求められることになる以上、上述した超長時間労働者316万人という数字の持つ意味は重い。

残り1-2年で11.3億時間の残業削減が必要に

一定の仮定⁷を置いて、この超長時間労働者316万人が残業時間を法定の960時間に圧縮した場合のインパクトを計算すると、年間約11.3億時間の労働時間が圧縮されることになる。就業者一人当たりの年間平均労働時間は2018年度実績で1,894時間であったから、11.3億時間は約60万人の労働時間に相当することになる。これは総就業者数の約0.9%に相当する規模だ。

もちろん、規制に対して「名ばかり管理職」の量産や「サービス残業」の増加で対応するという企業も出現する可能性はある。しかし仮に同施策に誠実に対応した場合、既に顕在化している人手不足の問題はさらに深刻化し、相応の対応がとられなければ労働投入量の「供給制約」を通じて日本経済の潜在成長力が押し下げられる可能性がある。

⁷ 月間就業時間が241-260時間の就業者の平均残業時間は90時間（圧縮が必要な残業時間は10時間）、261-280時間であれば110時間（30時間）、281時間以上であれば130時間（50時間）と仮定を置いて計算した。

図表 8 : 日本の就労状況 (サマリー : 2018 年度、2015 年度、変化幅)

	2018年度					2015年度					変化幅(2015年度→2018年度)				
	長時間労働者数	超長時間労働者数	総労働者数	平均月間就業時間	総労働時間(億時間)	長時間労働者数	超長時間労働者数	総労働者数	平均月間就業時間	総労働時間(億時間)	長時間労働者数	超長時間労働者数	総労働者数	平均月間就業時間	総労働時間(億時間)
産業計	727	438	6,538	158	103.2	797	500	6,250	162	101.1	-70	-70	288	-3.9	2.1
鉱業・採石業、砂利採取業	526	316	4,887	156	76.1	588	367	4,653	160	74.4	-62	-51	234	-1.2	1.7
建設業	9	9	2	175	0.0	0	0	2	174	0.0	9	0	0	0	0.0
建設業	76	43	488	176	8.6	80	49	488	179	8.7	-5	-5	0	-0.6	-0.1
製造業	99	50	1,045	170	17.8	113	62	1,022	171	17.5	-14	-14	23	-1.1	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	27	165	0.4	2	1	28	166	0.5	0	0	-1	-1.4	-0.0
情報通信業	20	11	219	171	3.7	26	16	204	177	3.6	-6	-6	15	-5.7	0.1
運輸業、郵便業	81	53	336	184	6.2	83	57	329	188	6.2	-2	-2	7	-3.3	0.0
卸売業、小売業	114	69	1,051	152	16.0	135	86	1,038	158	16.1	-21	-21	12	-5.2	-0.3
金融業、保険業	12	6	161	165	2.6	13	8	154	166	2.6	-1	-1	7	-1.1	0.1
不動産業、物品賃貸業	12	7	126	145	1.8	13	8	119	150	1.8	-1	-1	7	-4.2	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	27	17	233	163	3.8	29	19	213	168	3.6	-2	-2	20	-4.8	0.2
宿泊業、飲食サービス業	56	40	405	135	5.5	62	45	378	144	5.4	-6	-6	27	-8.9	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	30	18	232	147	3.4	37	22	227	156	3.5	-7	-7	5	-9.1	-0.1
教育、学習支援業	46	31	315	151	4.7	45	30	298	152	4.5	1	1	17	-1.8	0.2
医療、福祉	45	26	827	148	12.3	46	27	780	151	11.8	-1	-1	47	-2.5	0.5
複合サービス事業	4	2	55	163	0.9	4	2	59	167	1.0	0	0	-4	-3.5	-0.1
サービス業(他に分類されないもの)	35	20	438	145	6.3	37	24	399	148	5.0	-2	-2	39	-3.8	0.4
公務(他に分類されるものを除く)	26	16	236	170	4.0	27	18	226	171	3.9	-1	-1	10	-1.5	0.1
分類不能の産業	10	6	123	146	1.8	6	4	68	153	1.0	4	4	55	-7.1	0.8

(注)労働者数の単位は全て万人
(出所)総務省統計より大和総研作成

図表 9 : 日本の就労状況 (詳細 : 2018 年度、2015 年度、変化幅)

2018年度																
月間就業時間	0	1-20	21-40	41-60	61-80	81-100	101-120	121-140	141-160	161-180	181-200	201-220	221-240	241-260	261-280	281-
産業計	100	98	212	265	352	337	348	407	1,138	1,141	920	493	289	173	97	168
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
建設業	6	6	10	10	13	12	17	22	74	78	113	52	32	19	9	15
製造業	11	5	11	14	25	33	43	59	222	237	185	101	49	24	12	14
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	1	1	3	8	6	4	2	1	0	0	1
情報通信業	4	1	2	3	3	4	7	14	57	50	35	19	9	4	3	4
運輸業、郵便業	4	2	4	7	11	12	14	17	44	51	54	35	28	19	12	22
卸売業、小売業	12	12	37	54	84	75	61	63	153	168	139	79	45	27	16	26
金融業、保険業	3	1	1	2	5	5	6	14	41	35	24	12	6	3	2	1
不動産業、物品賃貸業	2	7	6	6	7	7	7	8	20	19	16	9	5	3	1	3
学術研究、専門・技術サービス業	4	4	7	6	9	9	11	16	49	41	32	18	10	6	4	7
宿泊業、飲食サービス業	5	10	32	43	45	40	30	22	30	33	36	23	16	14	7	19
生活関連サービス業、娯楽業	3	6	13	15	18	16	16	14	26	28	30	17	12	8	4	6
教育、学習支援業	8	13	19	18	17	14	18	19	46	40	34	23	15	11	7	13
医療、福祉	16	10	25	38	51	47	48	58	171	182	96	40	19	10	6	10
複合サービス事業	1	0	1	1	2	1	2	4	15	13	8	3	2	1	1	0
サービス業(他に分類されないもの)	6	8	19	24	33	30	31	32	76	66	53	25	15	8	5	7
公務(他に分類されるものを除く)	3	1	2	2	4	5	12	20	63	56	27	15	10	6	4	6
分類不能の産業	7	3	7	6	8	7	7	7	24	17	13	7	4	2	1	3

2015年度																
月間就業時間	0	1-20	21-40	41-60	61-80	81-100	101-120	121-140	141-160	161-180	181-200	201-220	221-240	241-260	261-280	281-
産業計	83	80	173	232	308	324	345	387	1,028	1,092	900	501	297	191	111	198
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
建設業	6	5	9	10	12	12	19	23	71	73	112	56	31	20	10	19
製造業	9	4	11	16	26	33	45	61	202	223	179	100	51	29	15	18
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	1	3	9	7	4	2	1	0	0	1
情報通信業	3	1	2	2	3	3	7	13	46	45	33	20	10	6	4	6
運輸業、郵便業	3	1	4	6	9	12	14	15	44	49	54	35	26	19	12	26
卸売業、小売業	10	10	29	47	72	78	67	62	142	162	142	82	49	32	19	35
金融業、保険業	3	1	1	2	5	6	7	13	33	34	22	14	5	4	2	2
不動産業、物品賃貸業	2	5	6	5	7	6	7	7	18	18	16	9	5	4	2	2
学術研究、専門・技術サービス業	3	3	5	6	7	8	11	15	41	38	29	18	10	7	4	8
宿泊業、飲食サービス業	4	7	23	35	39	38	30	22	30	32	33	22	17	14	9	22
生活関連サービス業、娯楽業	2	5	10	12	15	16	15	13	23	27	33	19	15	10	5	7
教育、学習支援業	7	12	18	16	16	13	16	17	43	42	31	22	15	11	7	12
医療、福祉	15	9	22	33	44	43	44	53	157	177	97	40	19	11	6	10
複合サービス事業	1	0	0	1	2	2	2	4	15	14	10	4	2	1	1	0
サービス業(他に分類されないもの)	4	7	16	20	28	28	28	27	65	63	50	26	15	9	5	8
公務(他に分類されるものを除く)	3	1	2	2	3	5	11	19	58	56	24	15	9	6	4	8
分類不能の産業	5	1	2	3	4	3	4	4	13	11	8	4	2	2	1	3

変化幅(2015年度→2018年度)																
月間就業時間	0	1-20	21-40	41-60	61-80	81-100	101-120	121-140	141-160	161-180	181-200	201-220	221-240	241-260	261-280	281-
産業計	17	18	39	33	44	13	3	20	110	49	20	-8	-8	-18	-14	-30
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	0	1	1	0	1	0	-2	-1	3	5	1	-4	1	-1	-1	-4
製造業	2	1	0	-2	-1	0	-2	-2	20	14	6	1	-2	-5	-3	-4
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	1	0	0	-1	-1	0	0	0	0	0	0
情報通信業	1	0	0	1	0	1	0	1	11	5	2	-1	-1	-2	-1	-2
運輸業、郵便業	1	1	0	1	2	0	0	2	0	2	0	0	2	0	0	-4
卸売業、小売業	2	2	8	7	12	-3	-6	1	11	6	-3	-3	-4	-5	-3	-9
金融業、保険業	0	0	0	0	0	-1	-1	1	8	1	2	-2	1	-1	0	-1
不動産業、物品賃貸業	0	2	0	1	0	1	0	1	2	1	0	0	0	-1	-1	1
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	2	0	2	1	0	1	8	3	3	0	0	-1	0	-1
宿泊業、飲食サービス業	1	3	9	8	6	2	0	0	0	1	3	0	-1	0	-2	-3
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	3	3	3	0	1	1	3	1	-3	-2	-3	-2	-1	-1
教育、学習支援業	1	1	1	2	1	1	2	2	3	-2	3	1	0	0	0	1
医療、福祉	1	1	3	5	7	4	4	5	14	5	-1	0	0	-1	0	0
複合サービス事業	0	0	1	0	0	-1	0	0	0	-1	-2	-1	0	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)	2	1	3	4	5	2	3	5	11	3	-3	-1	0	-1	0	-1
公務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	1	0	1	1	5	0	3	0	1	0	0	-2
分類不能の産業	2	2	5	3	4	4	3	3	11	6	5	3	2	0	0	2

(注)単位は全て万人
(出所)総務省統計より大和総研作成

それでも3年前に比べれば長時間労働者▲62万人、超長時間労働者▲51万人

新基準に向けた日本企業の対応が未だ大幅に必要とされることは前述したとおりである。しかし、企業の取り組み等により過去に比べれば長時間労働者が減少していることもまた、事実である。長時間労働是正の機運が高まった2015年度の数値を改めて確認すると、適用が5年後となる前述の事業・業務を除いて、長時間労働者は588万人、超長時間労働者は367万人であった。それぞれ3年間で62万人、51万人減少している。未だに316万人以上の就業者が超長時間労働を行っていることを踏まえれば減少ペースは十分ではないが、それでも年間約20万人の長時間労働者が減少していることは大きな社会現象と言えるだろう。

短時間就業者の増加とワークシェアリングで対応する日本企業

では、こうした労働時間の減少に対して、日本企業はどのように対処したのだろうか。選択肢は①業容縮小、②人員補充、③ワークシェアリングの三つとなる。このうち①は、個社では多々あったことと推察するが、少なくともマクロベースでは当てはまらない。**図表8**に示した通り、日本全体の総労働時間は3年間で月平均2.1億時間（101.1億時間⇒103.2億時間）、年間25.2億時間、増加している。

では如何にして日本企業は労働投入時間を確保・拡大したのだろうか。それが②人員補充と③ワークシェアリングである。**図表9**を確認すると、明確に二つのカテゴリーで就業者数が大幅に増加している。まず、月間労働時間が100時間に満たない、言わば短時間労働者は3年間で135万人、増加した（適用が5年後となる前述の事業・業務を除く）。同時に、月間就労時間が141-180時間の、「ほぼ残業のない正社員」とみられる就業者数もまた、130万人増加している。

これらの傾向は、拙著「**大局的視座から探る労働市場展望 フィリップスカーブの有効性は本当に崩れてしまったのか?**」⁸でも指摘した通り、前者は「若年層・高齢者の短期雇用での取り込み」、後者は「主に女性を中心とした非正規社員の正規化」を背景としたものとみられる。しかし、こうした対応にもいづれ限界が訪れる。生産年齢人口が減少する中、規制強化により追加的に11.3億時間の長時間労働削減を余儀なくされる中、日本企業は次なる対策に踏み切る必要性に直面しつつある。その中において雇用拡大の対象となるのは、上述した短期労働者および女性のみではなく、シニア層（再雇用）、非労化した人材（就職氷河期世代）、外国人労働者などに広がってくる公算が大きい。

⁸ 小林俊介・廣野洋太「[大局的視座から探る労働市場展望 フィリップスカーブの有効性は本当に崩れてしまったのか?](#)」（大和総研レポート、2018年7月20日）。

補論：「サービス残業」は減少が続く

なお、念のためサービス残業の動向も確認しておこう⁹。図表 10 に示す通り、日本企業におけるサービス残業時間は月平均 16.2 時間程度存在していると試算される。同数値は 2015 年度には 17.2 時間であり、3 年間で 0.9 時間程度、全産業ベースで減少している。同傾向は 2000 年代前半から始まっているが、その流れは大きく変わってはいないようだ。

図表 10：業種別のサービス残業の推移（試算値、2018 年度、2015 年度、変化幅）

月間サービス残業時間	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	変化幅(2015年度 →2018年度)
総数	17.2	17.2	16.8	16.2	-0.9
鉱業, 採石業, 砂利採取業	6.4	9.6	11.3	11.7	5.3
建設業	7.3	5.9	5.9	6.2	-1.1
製造業	8.0	8.7	8.0	7.2	-0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	9.4	10.2	11.6	9.4	0.0
情報通信業	13.7	13.7	15.2	15.4	1.7
運輸業, 郵便業	16.1	14.5	13.4	15.7	-0.4
卸売業, 小売業	20.6	20.6	20.1	18.8	-1.9
金融業, 保険業	17.5	19.2	19.8	17.3	-0.2
不動産業, 物品賃貸業	-	-	-	-	-
学術研究, 専門・技術サービス業	12.6	12.5	9.6	7.0	-5.6
宿泊業, 飲食サービス業	40.8	38.9	38.2	37.2	-3.6
生活関連サービス業, 娯楽業	19.9	21.4	19.0	18.9	-1.0
教育, 学習支援業	26.3	27.8	25.7	24.2	-2.0
医療, 福祉	15.0	14.9	14.1	14.2	-0.8
複合サービス事業	15.8	14.9	14.9	12.3	-3.5
サービス業(他に分類されないもの)	3.5	2.3	3.7	2.8	-0.7

(出所)厚生労働省、総務省より大和総研作成

⁹ 試算方法は下記レポートを参照。小林俊介「[日本経済見通し：2018年3月『春闘・賃上げで消費拡大』シナリオの総括的検証](#)」(大和総研レポート、2018年3月23日)

3. 消費増税前の「駆け込み需要」の現状確認

物品の販売では現時点で駆け込み需要を確認できない

10月の消費増税が確実視されている。そこで**日本経済見通し**では今後、消費動向を定点観測し、「駆け込み需要と反動」、そして「負の所得効果」の発現を報告する。

図表 11 に示す通り、家電販売や衣料品販売、百貨店やスーパーなどで駆け込み需要が発生するのは前回（2014年4月）、前々回（97年4月）ともに実施1-2ヵ月前となっており、今回も現在取得可能な5月時点の統計では駆け込み需要の動きは観察されない。

自動車販売は前回・前々回のケースを振り返れば実施1-2四半期前に駆け込み需要が見られるが、今回は平準化対策の一環で2019年4月以降増税（減税措置の縮小）が行われていることもあり、明確な駆け込み需要の動きは確認されない（**図表 12**）。

住宅には明確な駆け込み需要の動き。ただし前回・前々回よりは限定的

明確に駆け込み需要の動きが確認されているのは住宅だ。消費増税後に各種の住宅関連補助が強化されることは事実だが、これらの補助よりも2%の消費税節約の方が多いケースも少なくない（**図表 12**）。ただし、駆け込み需要の大きさそのものは前回・前々回に比べれば限定的である。補助の強化が需要を平準化している部分もあるのだろうが、それに加えて、近い将来に住宅購入を検討していた家計が前回の消費増税時に既に駆け込んでしまっていることが背景にあるとみられる。

より重要な問題は負の所得効果

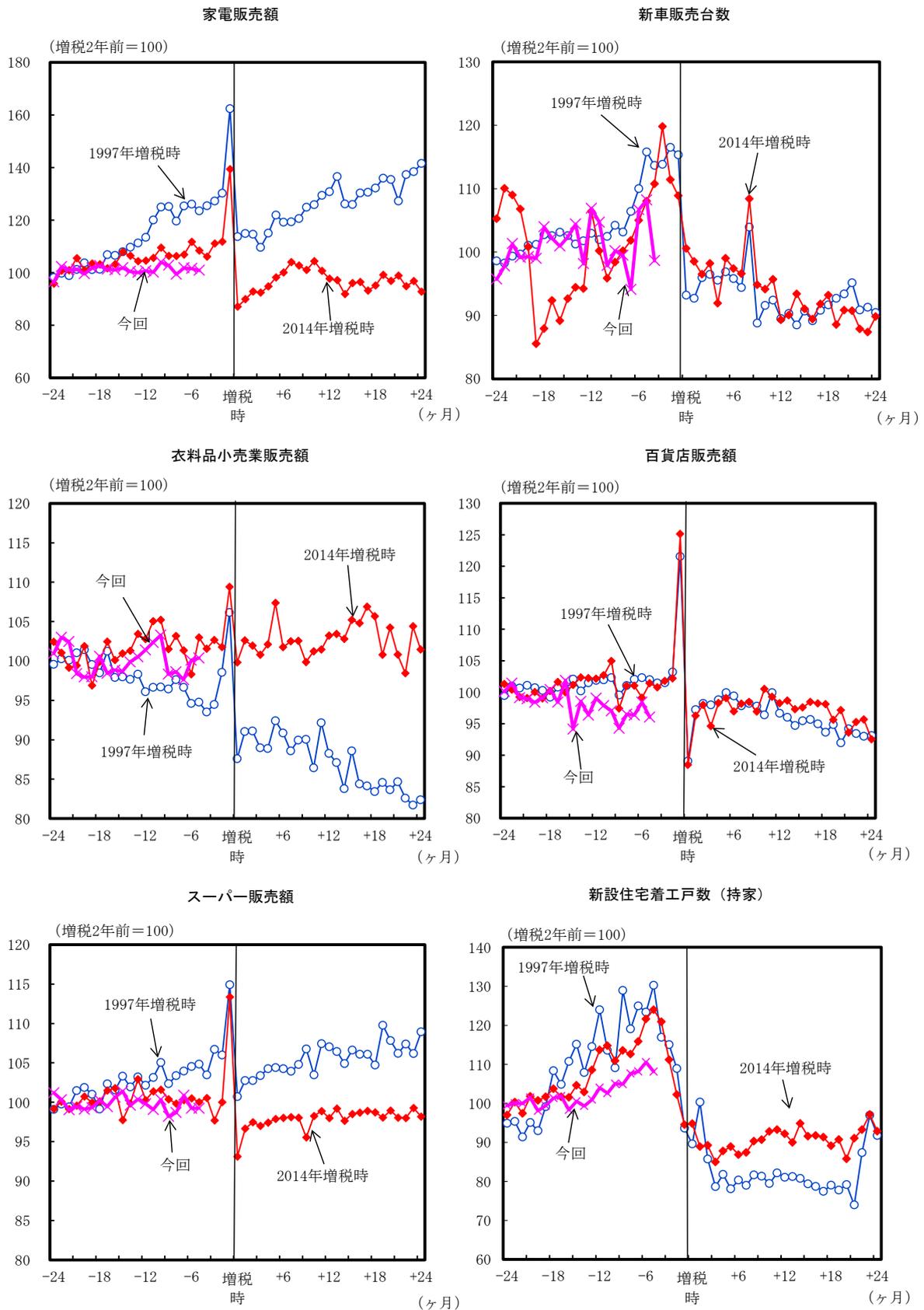
もちろん、駆け込みと反動よりも本質的な問題は、増税後に発生する負の所得効果だ。

消費税率の引き上げによる負担増は、国・地方で5.7兆円程度と試算されている。加えて、たばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保に伴う負担増が0.6兆円程度とされる。これらの負担は軽減税率制度の実施により1.1兆円程度軽減され、トータルの税負担額は5.2兆円程度となる見込みだ。

これに対して、幼児教育の無償化および社会保障の充実により、3.2兆円程度の受益増が見込まれる。総括すると、ネットベースの財政緊縮効果は2.0兆円程度と試算されている。加えて、各種経済対策が実施される。全体としては2.3兆円程度となる見込みであり、半年分の財政緊縮効果（2019年10月-2020年3月、約1.0兆円）よりも大きな額となりそうだ。

ただし消費増税対策の中身を確認すると、その過半が防災・減災、国土強靱化を目的とした公共投資（1.35兆円規模）である。従って、直接的な恩恵は家計よりも建設関連部門に偏重する見込みである。

図表 11：増税対象項目の需要の推移（前回、前々回の増税時との比較）



(注) 季節調整値。新車販売台数の季節調整は大和総研。新車販売台数以外の系列については消費者物価指数を用いてデフレートした実質値。
 (出所) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会、経済産業省、総務省、国土交通省統計より大和総研作成

今回の消費増税は、2020年度にかけて薄く長く消費を抑制する見通し

以上を踏まえると、消費増税を含めた財政要因は2019年度の消費に対して若干のマイナス、公共投資に対して明確なプラス効果を持ち、内需全体を若干押し上げる効果を持つことになるだろう。もちろん、2020年度以降はこうした各種消費増税対策の効果も剥落する。

上述の議論を踏まえ、今回の消費増税に伴い、2019年10月に比較的大きな負の所得効果を生じたのち、2020年度にかけては対策効果の剥落が断続的に消費を抑制すると見込んでいる。

図表 12：消費増税対策等の概要

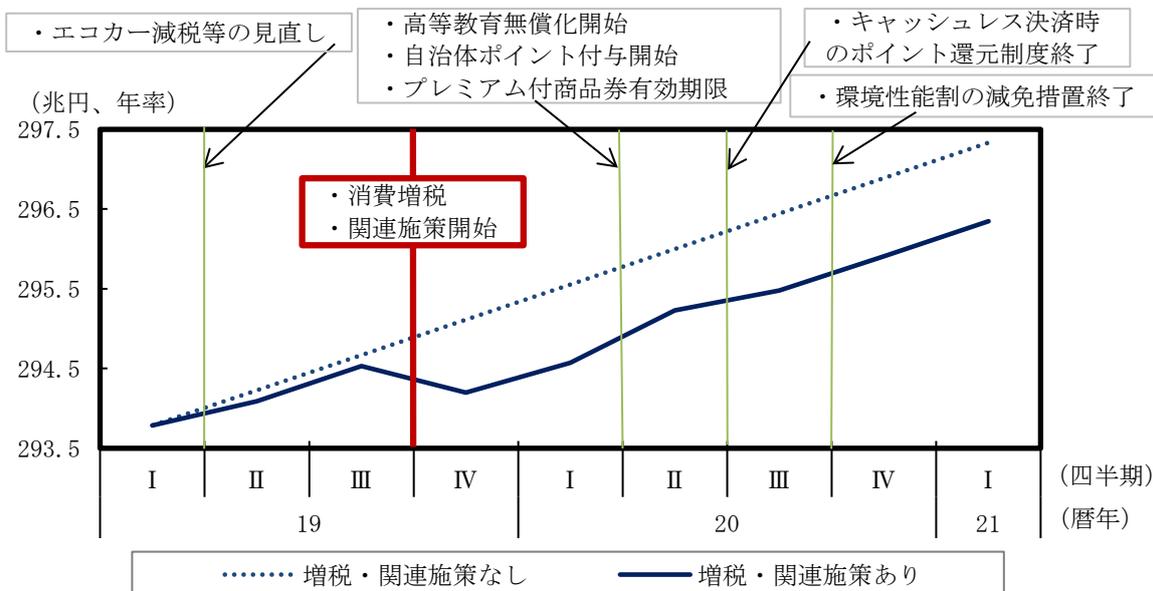
消費増税対策等	内容	期間	規模 (兆円)
自動車関連	環境性能割の税率引き下げ	期間中に購入された軽自動車を含む自家用車の税率を1%引下げ。	増税時から1年間 (～20年9月末)。
	自動車税減税	期間中に購入された軽自動車を含まない自動車の税率を引下げ。	増税時から恒久的に引下げ。
	エコカー減税の縮小(増税)	取得税の減税縮小。重量税の軽減割合を見直し、2回目車検時の免税対象について、電気自動車や高燃費のハイブリッド車に限定。	取得税の減税縮小：19年4～9月。 重量税の減税縮小： 19年5月～(恒久措置)。
住宅関連	住宅ローン減税	19年10月1日から20年12月末までに入居する住宅の控除期間を拡張。	現行の10年間から13年間に拡張。
	すまい給付金	給付の最高額が現行の30万円から50万円へと増加。 年取の目安も510万円以下から、775万円以下に拡大。	現行の期限であれば、増税時から 2年3ヶ月間(～21年12月末)。
	次世代住宅ポイント制度	省エネ性、耐震性、バリアフリー性能、家事・介護負担の軽減に資するリフォームに対するポイント付与。	報道資料等に記載がないため、開始時点は不明。申請期限は、2019年度中。
キャッシュレス決済者へのポイント還元	キャッシュレス決済を行った消費者に対して、中小小売店では5%、大手系列のフランチャイズチェーン店は2%のポイントを還元。	増税時から9ヶ月間 (～20年6月末)。	0.28
プレミアム付商品券	低所得の住民税非課税世帯と0～2歳児がいる家庭を対象に、最大25,000円分の買い物ができる商品券を2万円で販売。	商品券の有効期限は、増税時から半年間(～20年3月末)。	0.17
商店街の活性化	インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組を支援。	2019年度。	0.01
公共投資	防災・減災、国土強靱化対策。	2018年度からの3年間に集中的に実施。	1.35
計			2.24

(注1) 予算措置は、2019年度予算の計上額。税制措置は、平年度ベースの減税額。国・地方を合わせたベース。

(注2) 「自動車関連」の規模は、エコカー減税の縮小による増税分を差し引いたネットの減税額。

(出所) 財務省、各種報道資料より大和総研作成

図表 13：消費増税および関連対策が消費に与える影響(イメージ)



(注1) 自治体ポイントの効果は、プレミアム付商品券と同等と想定。

(注2) 「増税・関連施策あり」は、駆け込み需要や反動減を考慮していない。

(出所) 内閣府統計、各種報道資料より大和総研作成